

令和3年11月18日

第17回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第17回総会議事録

1. 日 時 令和3年11月18日(木) 午後1時30分
2. 会 場 吉井田支所 大会議室
3. 出席委員 15名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      6番 中村 謙一  
7番 野崎 俊幸      8番 浪岡 真澄      10番 渡邊 俊春  
11番 大宮 篤司      12番 菅野 善晴      13番 菱沼寿美恵  
15番 尾形 寅昭      16番 古関 恵子      17番 関 健一  
20番 黒澤喜久夫      23番 宍戸 薫      24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員  
3番 柴山 栄重      4番 吾妻 良博      5番 加藤 良子  
9番 油井 妙子      14番 渡邊 正芳      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一      21番 齋藤 貴裕      22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者  
事務局 長 高橋 善則  
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦      主 査 齋藤 明子  
農地係長 猪本 由美子      副主査 菅野 貴裕

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第6号 現況確認証明願出について
- 第7号 福島市農用地利用集積計画の議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 3番 柴山栄重委員、4番 吾妻良博委員、5番 加藤良子委員、9番 油井妙子委員、14番 渡邊正芳委員、18番 安田善喜委員、19番 渡邊友一委員、21番 齋藤貴裕委員、22番 阿部哲也委員より出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、15名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第17回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

6番：中村謙一委員、17番：関健一委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(87件)】

合計87件、令和3年11月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転6件、使用貸借権設定6件の計12件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番(発言を求める。)

議長 2番(発言を許可する。)

2番 整理番号1番、2番につきましては、譲受人が元JAの職員で花木等も取り扱っている経験がございまして、今から約7年前より農業をされております。譲渡人が相続した農地を所有権移転し花木の生産をするという案件でございます。区域協議会では今もしっかりと花木生産をなさっておりますので問題なしと判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号3番について説明申し上げます。この畑ですが、譲渡人が相続によって取得した農地でございます。ただ、会社員で農業をするのは難しいということで、以前から譲受人が野菜を作っておりました。そこを正式に譲り受けて規模を拡大し、継続して利用したいと話がまとまったようです。保全管理もされており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号4番でございますが、この農地は以前から譲受人がきゅうりを作付けしておりました、今回正式に所有権移転をして規模拡大するということであります。整理番号5番につきましては、譲受人は新規就農でございますが、柿の栽培をするというものであります。どちらも区域協議会では許可相当を判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	整理番号6番、7番について説明いたします。譲受人はどちらも使用貸借権により農地を借りておりましたが、期間満了に伴い再設定をするものです。区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号8番から12番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号8番から11番までは譲受人が同一のため一括して説明をいたします。この農地は以前、梨畑であったり畑として利用されていた農地ではありますが、現在は保全管理または牧草を植えて管理をされている農地であります。譲受人は今回新規就農ですが、発電事業を手掛けている事業者さんの農業部門ということでもあります。許可要件を満たしておりますので、区域協議会では許可相当と判断しましたが、今後予想されるソーラーシェアリングのための一時転用の申請にあたっては、市のガイドライン等をきちんと確認しながら受付をしていただきたいと思います。整理番号12番につきましても荒地だった農地を耕作できるような環境にはなっておりますので、許可要件を満たしていると区域協議会では判断しております。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から12番までの12件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用2件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	整理番号1番についてですが、現在の家の裏が崖になっており再建築ができないということです。農家住宅と倉庫を建てる申請であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号2番の案件についてご説明いたします。申請地は115号バイパス沿いにあり、住

宅に囲まれた農地であります。自分の駐車場としての自己転用であり、第3種農地ということもあり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃借権設定5件、使用貸借権設定1件の計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番、2番は同じ場所にございまして、太陽光発電設備設置、建設のための進入路ということでございます。譲受人は地元の皆さんへの説明をしている案件であるので、区域協議会では問題なしと判断をいたしました。整理番号3番につきましては、立子山地区の台風19号による被害、河川や農地の復旧工事のための一時転用でございます。こちらも区域協議会では問題なしと判断をいたしました。よろしくご審議お願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号4番から6番までについて説明申し上げます。いずれも譲渡人は同じで、高齢のため農業ができなくなり、田んぼを貸していたようですが、今回それも継続しないということです。いずれの申請地も、高速道路の北側付近の道路に隣接する農地でございまして、周りには商業店舗、住宅が点在する場所です。周りの農地への悪影響はないということで区域協議会では問題なしと判断をいたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局長 議長、事務局長（発言を求める。）

議長 事務局長（発言を許可する。）

今ご説明ありましたが、この案件について区域協議会で疑義が出されました。疑義の内容は、宅建業法に抵触するのではないかというものです。これについて、事務局で整理をしたものがありますので、お配りした資料で説明いたします。「土地建物の取引に関して、取引業の定義解釈が、どのように整理されているか」、また「農業委員会の許認可にあたっての法的立場、法的性格について」の2点から説明いたします。まず1点目でありますが、お配りしました「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の裏面を見ていただきたいと思います。これは平成13年の1月6日付、国交省総合政策局不動産課長から各地方の主管部長にあてた通知に添付された資料になっております。土地建物の売買を行うためには、宅建業法の免許が必要になること及びそれに反した場合は、無免許営業の禁止の規定に該当するという前提での基準になっております。資料の「第2条第2号関係」の1番、「宅地建物取引業について」において、「(1) 本号にいう「業として行う」とは、宅地建物の取引を社会通念上事業の遂行とみることができる程度に行う状態を指すものであり、その判断は次の事項を参考に諸要因を勘案して、総合的に行われるものとする。」とされています。その後、事業性が高いかどうかについての判断基準が、(2)の①から⑤に記載されています。「①取引の対象者」については、「広く一般の者を対象に取引を行おうとするものは事業性が高く、取引の当事者に特定の関係が認められるものは事業性が低い。特定の関係とは、親族間、隣接する土地所有者等の代替が容易でないものが該当する。」「②取引の目的」については、「利益を目的とするものは事業性が高く、特定の資金需要の充足を目的とするものは事業性が低い。特定の資金需要の例としては、相続税の納税、住み替えに伴う既存住宅の処分等利益を得るために行うものではないものがある。」「③取引対象物件の取得経緯」については、「転売するために取得した物件の取引は事業性が高く、相続又は自ら使用するために取得した物件の取引は事業性が低い。自ら使用するために取得した物件とは、個人の居住用の住宅、事業者の事業所、工場、社宅等の宅地建物が該当する。」「④取引の態様」については、「自ら購入者を募り一般消費者に直接販売しようとするものは事業性が高く、宅地建物取引業者に代理又は媒介を依頼して販売しようとするものは事業性が低い。」「⑤取引の反復継続性」については、「反復継続的に取引を行おうとするものは事業性が高く、1回限りの取引として行おうとするものは事業性が低い。」反復継続性の判断基準として、(注)に記載がありますが、「反復継続性は現在の状況のみならず、過去の行為並びに将来の行為の予定及びその蓋然性も含めて判断するものとする。また、1回の販売行為として行われるものであっても、区画割りして行う宅地の販売等複数の者に対して行われるものは、反復継続的な取引に該当する」としています。ここまです取引について整理されている内容であります。続いて2点目、「農業委員会の許認可にあたっての法的立場について」の説明であります。こちらもお手元に資料として配布させていただきました。「農地法第3条または第5条の判断事項」という資料で、これは最高裁の判例であります。資料に記載のとおり「裁判種別」は「判決」であります。「判示事項」は、「農地法第3条または第5条にもとづく知事の許可とその判断事項」であります。また「裁判要旨」であります。「農地法第3条または第5条に基づく知事の許可は、農地法の立法目的に照らして、当該農地の所有権の移転等につき、その権利の取得者が農地法上の適格性を有するか否かの点のみを判断して決定すべきであり、それ以上に、その所有権の移転等の私法上の効力やそれによる犯罪の成否等の点についてまで判断してなすべきではない、と解するのが相当である。」という最高裁の判例であります。従いまして、「他法に抵触していないか抵

触しているかは審査対象外であり、他法に抵触している、または抵触する恐れがあることを理由に、却下または不許可を行うことは適切ではない。」ということでもあります。これにつきましては、令和元年に福島県北農林事務所から回答いただいているところであります。昨日担当係長が福島県の建築指導課を伺いましたが、県の主管課においても、業法に抵触しているかどうかの判断はできないし、しないということでありました。以上のことから、農業委員会においても抵触するかどうかという判断は、できないというのが、事務局の見解であります。従いまして、通常通り農地法の要件に該当するかどうかということでご判断いただければと思います。補足の説明は以上でございます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1 番 議長 1 番（発言を求める。）

議長 1 番（発言を許可する。）

1 番 今回の案件は、最初に説明ありました5項目の中の、5番目に触れていることは事実ですね。もしこういう案件が今後出てきたとき、面積の大小問わず許可される恐れがあります。先の説明からすると却下できない。とすると、ある人が農地を区画整理して、1回で売買するというのであれば、農地法上何も問題なく許可されることになると思います。ということは、農業委員会総会は、何を審査するのですか、何を議決することになるのでしょうか。

事務局長 議長、事務局長（発言を求める。）

議長 事務局長（発言を許可する。）

事務局長 総会の機能、何のためにやるのかということですが、これは明確に農地法の要件に該当するかについて法的な判断を下すことに尽きるということによろしいかと思っております。以上です。

1 番 議長 1 番（発言を求める。）

議長 1 番（発言を許可する。）

1 番 担当する区域協議会では保留にしたと伺っていましたが、どういった扱いになっていたかを確認したい。

6 番 議長 6 番（発言を求める。）

議長 6 番（発言を許可する。）

6 番 区域協議会では、宅建業法違反ではないかという疑義が出て協議をしましたが、我々も宅建業法を具体的に知っているわけではありませんので、一時保留といたしました。そして事務局で調べた内容を踏まえて許可相当かを判断することにいたしました。事務局と確認をした結果、最終的には農地法に鑑みて「許可相当」と判断いたしました。

議長 他にご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10 番 議長 10 番（発言を求める。）

議長 10 番（発言を許可する。）

10 番 整理番号7番につきましては、先に申請地の半分について許可していたところですが、



駐車場と資材置き場が足りなくなり、今回残り半分の申請があったものです。申請地は何年も耕作されていない農地であり、周辺農地に影響はないということで区域協議会では許可相当と判断いたしました。整理番号8番につきましては、伐採材と残土の仮置き場にするという一時転用の申請でございます。譲受人は間違いなく農地に戻して返すということでしたので、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 まず整理番号9番の申請地につきましては平野中学校の北側にあり、譲受人は建設会社で露天駐車場及び資材置場にしたいという案件であります。この農地は第3種農地であり、周りも住宅街になっているところでございます。また整理番号10番については、平野小学校の西側にありまして、こちらも第3種農地であり、周りは住宅街となっております。そのようなことから近隣の農地には影響なしと判断いたしまして、区域協議会では許可相当と判断したところでございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて事業計画期間または内容が変更となったことによる変更承認申請で、計3件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番につきましては、大波地区の台風19号による被害の復旧工事に関する一時転用であります。想像以上に被害規模が大きく期間の延期をするものです。土日も休まず懸命に作業をされています。区域協議会では問題なしと判断いたしました、よろしくご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお  
願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号2番についてですが、こちらは昨年11月に申請された阿武隈川の河川敷の工事で  
ございます。今年11月までで完了予定でしたが、コロナの影響等もあり従業員の確保が難  
しく工期の遅れが出ているということです。来月まで期間を延長したいとの申請でございま  
す。整理番号3番については今年になり体調を崩し、予定していた農業用倉庫を十分に活用  
するのが難しくなり、同居している息子夫婦が倉庫の一部を改造して店舗として活用したい  
という計画変更の案件であります。いずれも区域協議会では他の農地への影響はないと判断  
いたしました。よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、  
ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承  
認申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定  
いたします。

議長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分につ  
いての案件は、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」に基づき、「福島市空き  
家バンク実施要綱」に規定する空き家バンクに登録された空き家と共に農地を取得する場  
合に限り、別段の面積を0.01アールに設定するもので、計1件の案件です。申請にあつて  
は、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満  
たすことを確認いたしました。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしく  
お願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号1番についてご説明いたします。申請者のご両親が以前お住まいになっていま  
したが、お亡くなりになり空き家になりました。今回の申請地については隣接する住宅を通らな  
いと耕作ができないということであり、現在は耕作されていませんが住宅とともに活用でき  
るということで、区域協議会では問題なしと判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」  
それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」  
異議なしと認め、議案第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第6号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。  
区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号1番の案件についてですが、メガソーラー関連の農地でございます。5月28日に区域担当委員と現地に行き確認をいたしました。平成元年からすでに耕作されておらず、写真のとおり山林化しているということで、区域協議会では許可相当という判断をいたしました。審議の方よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 申請地ではありますが昭和60年頃から耕作していない農地であり、傾斜地のため耕作できずに現在に至るところであります。現地を確認しましたが山林状態になっていました。区域協議会では問題なしと判断されましたので、よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号3番の畑ですが、申請人は今年相続で取得したところですので。現地確認を行ったとこ

ろ、写真のとおり踏み入れることもできないような山林となっていて、農地への復元は困難と判断いたしましたよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 11ページをご覧ください。議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が8件、20,612㎡、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。

また、福島県農業振興公社への貸し付け分の設定を受ける者が新規就農者の場合、詳細については「調査書」をご参考ください。

議案書12ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番ですが、借受人は5年前に新規就農し、大型ハウスできゅうり等を一生懸命作っている方です。また地域の皆さんとの交流もしっかりとしていて地域からの信頼も厚い方です。今回の申請は空き家になっている大型ハウスの借受けをして、経営規模拡大をするものです。区域協議会では問題なしと判断させていただきました。よろしくご審議をいただきたいと思ひます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号2番から4番について説明申し上げます。借受人は以前バス会社に勤務していた方で、30代の若い方でございます。新規就農したいということで中間管理機構から申請農地を紹介され、農業を始めたいということでございます。現在はきゅうりを中心とした野菜の作付けの研修に励んでおられるそうでございます。申請地については数年前から耕作されていない農地でありましたのでまた農地として再生するというところで頑張っていたきたいと

思います。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 区域番号4番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願いいたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 12番 議長12番（発言を求める。）  
 議長 12番（発言を許可する。）  
 12番 整理番号5番の案件でございますが、借受人は水稻と果樹を栽培している専業農家でございます。大規模に営農している方ですので、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。よろしくお願いいたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 区域番号5番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願いいたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 16番 議長16番（発言を求める。）  
 議長 16番（発言を許可する。）  
 16番 整理番号5番については、以前から借受人が耕作していた農地を、今回正式に手続きをすることになった案件でございます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 区域番号7番、整理番号7番および8番の2件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願いいたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 24番 議長24番（発言を求める。）  
 議長 24番（発言を許可する。）  
 24番 整理番号7番につきましてはJAからの移行分であり、特に問題ありません。整理番号8番の借受人は新規就農であります。親御さんも専業農家であります。今回畑を整備した上で今年の秋に植える準備をしているところであります。申請地の貸出人は高齢により耕作できなくなり、管理されていなかった畑が今回きれいに整備されたということで近隣農地には好影響であります。いずれにつきましても区域協議会では適当と判断いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕  
 議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

異議なしと認め、議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長

報告は、議案書14ページ報告第1号から24ページ報告第7号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長

令和4年度農業作業賃金・農作業料金標準額の設定について、経営近代化対策小委員会へ付託をいたしますので、小委員会委員長ならびに小委員会委員の皆様には、区域協議会において事務局から説明した日程に従い作業を進めていただきますよう、よろしくお願いします。

これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理

(会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第17回総会を終了いたします。

(午後 2時55分)

令和3年11月18日

これは、福島市農業委員会第17回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 6番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 17番 \_\_\_\_\_